

公定価格の適正化について（単価水準等）

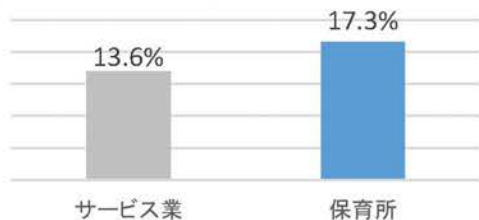
【論点】

- 子ども・子育て支援制度における施設型給付等は、公定価格から利用者負担額を控除した額（施設型給付等＝公定価格－利用者負担額）とされており、このうち、公定価格については、地域区別、利用定員別に応じて積み上げて算定された「基本額」に、事業の実施体制等に応じた「各種加算等」を加えた金額（公定価格＝基本額＋各種加算等）で構成されている。
- 平成30年度予算執行調査（財務省）において、国からの施設型給付等の一部が、積立金も含め、自施設の運営以外の目的に流用して使われていること（図1・2・3）、公定価格の基本額において、職員配置のための費用が含まれているにもかかわらず、実際にはその職員が配置されていないケースがあること（図4）、施設類型別や利用定員別の収支差率に開きがあること（図5・6）等が確認された。

平成30年度予算執行調査 （財務省）の概要

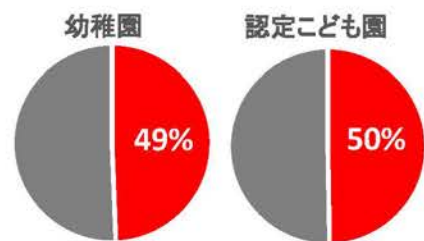
- ・調査年度：平成29年度
- ・調査対象：私立保育所等
(8,382先)
- ・調査方法：書面調査
(調査票を配布)

【図1】積立金の保有状況（対収入比）



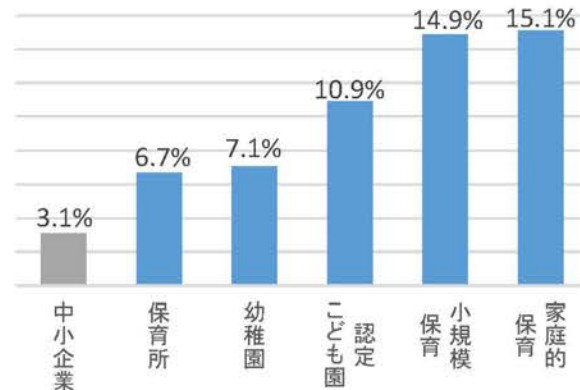
（出所）サービス業：「財務省 法人企業統計調査」
 ※保育所は、積立金（施設・設備積立資産を除く）÷収入で算出。
 ※サービス業は、積立金÷売上高で算出し、25～29年度の5年間のうち最大・最小値を除いた3年間の単純平均値。

【図4】職員配置の実態
（基本額「非常勤講師」の例）

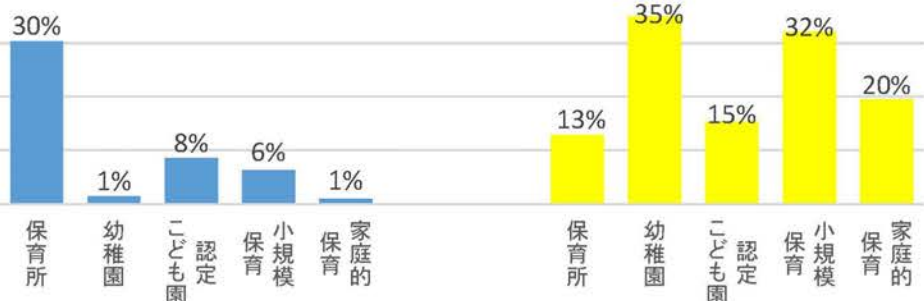


実際に職員を配置して対応していない割合
（「他の職員が兼任」や「配置していない」の集計）

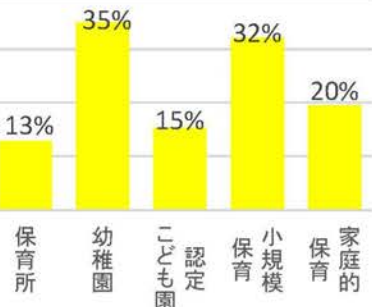
【図5】施設類型別の収支差率



【図2】自施設の運営以外へ
支出している施設の割合

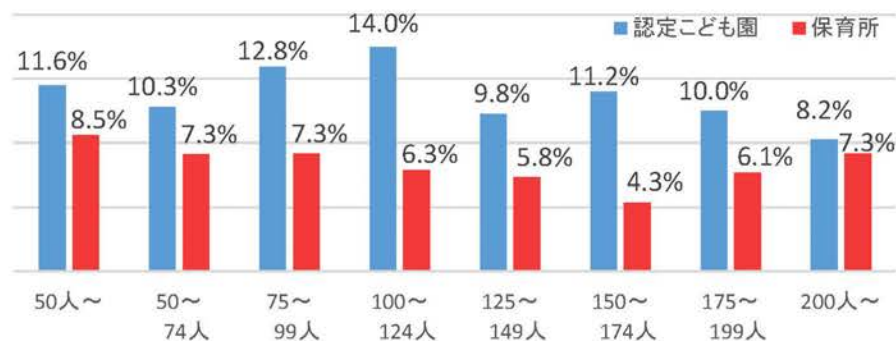


【図3】自施設の運営以外への
支出額の対収入比



※保育所以外の類型は、自施設以外（他施設）へ支出している施設を対象に集計

【図6】認定こども園と保育所における収支差率の定員別比較



※保育所等の収支差率は、
（収入－支出）÷収入で算出し、
いわゆる保育所等運営費以外の
収支も含まれる。

※中小企業の収支差率は、
経常利益÷売上高で算出し、
平成24～28年度の5年間の
うち最大・最小値を除いた
3年間の単純平均値。

【改革の方向性】（案）

- 施設型給付等の一部が実際の運営以外に回っている実態を踏まえれば、公定価格の水準の見直しは不可欠ではないか。具体的には、実態が伴っていない基本額の見直し（加算化・減算化）、各施設類型における単価設定の水準の見直しを行う必要があるのではないか。
- さらに、公定価格の算定に不適切なケースがあることや収支差率に違いがあること等を踏まえ、各々対象となる費目を積み上げる「積み上げ方式」から、実態調査等に基づき、人件費・事業費・管理費等を包括的に評価する「包括方式」への移行も検討すべきではないか。

公定価格の適正化について（食材料費）

【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「子ども・子育てについて、全世代型社会保障の実現に向けて充実・強化を図る中においても、効果的・効率的な支援としていくことが重要であり、優先順位付けも含めた見直しを行う。」

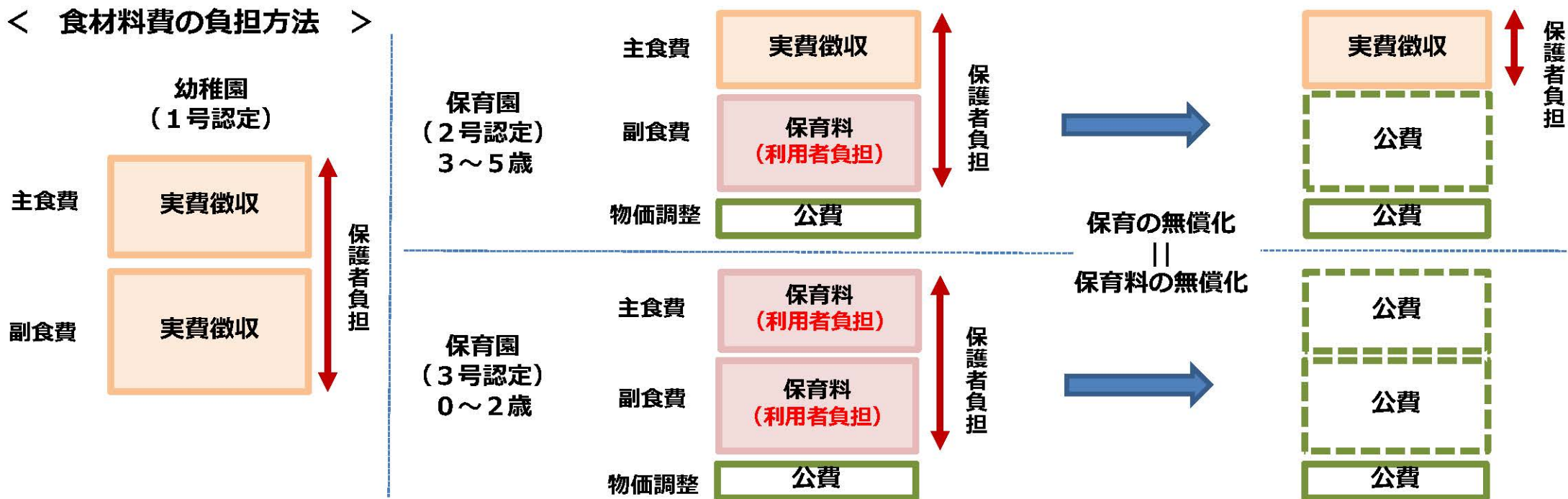
【論点】

- 給食費のうち食材料費は、生活保護世帯等を除き、保護者の自己負担が原則である中、新制度の認可施設・事業所では、1号～3号認定の支給認定区分により負担方法が異なっている。
- 幼稚園（1号認定）は実費徴収としている一方で、保育園のうち、2号認定については副食費を、3号認定については主食費と副食費を保育料として保護者から徴収しているため、幼児教育・保育の無償化を実施するにあたり、保育料のうち食材料費相当分まで無償化した場合、幼稚園など他制度との間で不公平を生ずる。（参考）障害児施設でも食費は実費徴収

「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」（平成30年5月）（抜粋）

保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。なお、そもそも認可施設における食材料費の取扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、上記原則を踏まえた対応について早急に検討すべきである。

< 食材料費の負担方法 >



【改革の方向性】（案）

- 幼児教育・保育の無償化にあたり、幼稚園等との均衡の観点から、保育料のうち食材料費相当分については、引き続き利用者負担とすべき（無償化の対象から除くべき）。（注）ただし、現在でも保育料が減免されている低所得世帯等については、引き続き、配慮が必要。5